

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成26年10月23日(2014.10.23)

【公開番号】特開2014-168303(P2014-168303A)

【公開日】平成26年9月11日(2014.9.11)

【年通号数】公開・登録公報2014-049

【出願番号】特願2014-103723(P2014-103723)

【国際特許分類】

H 04 W 74/02 (2009.01)

H 04 W 72/04 (2009.01)

【F I】

H 04 W 74/02

H 04 W 72/04 1 3 6

【手続補正書】

【提出日】平成26年8月11日(2014.8.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アクセスポイントによるマルチユーザ(MU)多入力多出力(MIMO)チャネルサウンディングのための方法であって、前記方法は、

フレームをステーション(STA)のグループに送信することであって、前記フレームは、前記STAのグループを識別するグループ識別情報および前記STAのグループの順序に関連付けられるサウンディング情報を含む、ことと、

第1のサウンディング応答フレームを前記STAのグループの第1のSTAから受信することであって、前記STAのグループの前記第1のSTAは、前記フレームの前記サウンディング情報における最初である、ことと

を備える方法。

【請求項2】

前記フレームは、前記STAのグループのそれぞれのSTAのためのフィードバックの要求を含む、請求項1の方法。

【請求項3】

前記STAのグループの第1のSTAからの前記第1のサウンディング応答フレームは、前記フレームからSIFS(short interframe spacing)間隔の遅延で受信される、請求項1の方法。

【請求項4】

前記第1のサウンディング応答フレームは、前記送信されたフレームに基づくチャネル推定または前記送信されたフレームに基づくチャネル測定の少なくとも一つを含む、請求項1の方法。

【請求項5】

前記APは、VHT(very high throughput)APである、請求項1の方法。

【請求項6】

前記STAのグループのそれぞれのSTAは、VHT(very high throughput)STAである、請求項1の方法。

【請求項7】

第2のサウンディング応答フレームを前記STAのグループの第2のSTAから受信することであって、前記STAのグループの前記第2のSTAは、前記フレームの前記サウンディング情報における2番目である、ことをさらに備える、請求項1の方法。

#### 【請求項8】

第3のサウンディング応答フレームを前記STAのグループの第3のSTAから受信することであって、前記STAのグループの前記第3のSTAは、前記フレームの前記サウンディング情報における3番目である、ことをさらに備える、請求項7の方法。

#### 【請求項9】

マルチユーザ(MU)多入力多出力(MIMO)チャネルサウンディングを実行するように構成されたアクセスポイント(AP)であって、

フレームをステーション(STA)のグループに送信するように構成された送信機であって、前記フレームは、前記STAのグループを識別するグループ識別情報および前記STAのグループの順序に関連付けられるサウンディング情報を含む、送信機と、

第1のサウンディング応答フレームを前記STAのグループの第1のSTAから受信するように構成された受信機であって、前記STAのグループの前記第1のSTAは、前記フレームの前記サウンディング情報における最初である、受信機とを備えたAP。

#### 【請求項10】

前記フレームは、前記STAのグループのそれぞれのSTAのためのフィードバックの要求を含む、請求項9のAP。

#### 【請求項11】

前記STAのグループの第1のSTAからの前記第1のサウンディング応答フレームは、前記フレームからSIFS(short interframe spacing)間隔の遅延で受信される、請求項9のAP。

#### 【請求項12】

前記第1のサウンディング応答フレームは、前記送信されたフレームに基づくチャネル推定または前記送信されたフレームに基づくチャネル測定の少なくとも一つを含む、請求項9のAP。

#### 【請求項13】

前記APは、VHT(very high throughput)APである、請求項9のAP。

#### 【請求項14】

前記STAのグループのそれぞれのSTAは、VHT(very high throughput)STAである、請求項9のAP。

#### 【請求項15】

前記受信機は、第2のサウンディング応答フレームを前記STAのグループの第2のSTAから受信するようにさらに構成されており、前記STAのグループの前記第2のSTAは、前記フレームの前記サウンディング情報における2番目である、請求項9のAP。

#### 【請求項16】

前記受信機は、第3のサウンディング応答フレームを前記STAのグループの第3のSTAから受信するようにさらに構成されており、前記STAのグループの前記第3のSTAは、前記フレームの前記サウンディング情報における3番目である、請求項15のAP。